

福岡市立病院機構における
重要課題の対応について

1 医師の働き方改革への対応について

保健医療局

1 医師の働き方改革への対応について

(1) 背景

- 医療機関において、医師の長時間労働を改め、健康に働き続けることのできる環境を整備することで、医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持すること等を目指す取組。
- 取組の内容として、適切な労務管理の推進及びタスクシフト・タスクシェア（※）の推進等がある。

（※）ある職種が担っていた業務を、他の職種にシフト（移管）することやシェア（共同化）すること。

(2) 主な取組状況

以下の取組により、働き方改革を実現しつつ安全・安心な医療の提供に努めている。

① 適切な労務管理の推進

- 令和5年10月より、勤怠管理システムを導入し、詳細な労働時間の管理を実施。また、医師等の院外における労働時間の管理も適切に実施。
- 両病院で、院長ほか幹部職員により構成される「医師の働き方改革ワーキングチーム（こども病院）」や「働き方改革コアメンバー会議（市民病院）」において時間外勤務の実施状況確認や対策検討を行い、また、関係診療科間での連携強化や医師の外部派遣に関する協議等を行うことで、病院全体で労務管理に取り組んでいる。
- 休息時間の確保など健康確保措置を適切に運用している。

② タスクシフト・タスクシェアの推進

- 両病院ともに、医師の事務作業について、医師事務作業補助者の配置を積極的に行い負担軽減を図っている。
- こども病院では、多職種で組織される「勤務負担軽減推進委員会」においてタスクシフトの推進等に関する協議を行い、医師が行っていた多くの業務について、臨床検査技師や看護師等に移管し、医師の負担軽減を図っている。
また、医師だけではなく、看護師の業務を薬剤師、臨床検査技師及び看護補助者に移管するなど、多職種におけるタスクシフト・タスクシェアを推進している。
- 市民病院では、平成30年度より看護師における特定行為研修修了者の育成を進めている（令和5年度までに16名が修了）。修了者は気管カニューレの交換や動脈ラインの確保等の実務を行うなど医師の業務負担軽減に寄与しており、今後も修了者の実践の拡大に取り組む方針。
また、令和6年度よりCT造影剤注入時の見守りを放射線技師が随時実施しているほか、腹腔鏡下での手術時のカメラ操作を臨床工学技士も実施するよう改めており、医師の業務負担軽減を図っている。なお、いずれも指定研修の修了者が行っている。

③ その他

- 市民病院において、令和6年5月に画像診断システムを更新し、AIを活用した画像診断を可能とすることで、医師の負担軽減を図った。
- 勤務を要しない日の振替制度の見直し及び育児を行う職員の深夜勤務や時間外勤務の制限において対象となる子の範囲を拡大するなど、職員が働きやすく、より安心して働き続けることができる環境の整備を実施。